

## J Aバンクローン債務保証委託約款の一部改正 新旧対照表

(赤字箇所が改正部分)

改 正 後	現 行
<p>○ J Aバンクローン債務保証委託約款</p> <p style="text-align: right;">(令和2年2月26日 制 定) (令和3年5月 1日 改 正) (令和6年5月 1日 改 正)</p> <p>(略)</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(調査及び報告)</p> <p>第14条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 保証委託者又は保証人は、氏名、住所、印鑑その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面又は電磁的記録により直ちに協会へ届け出るものとします。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 保証委託者又は保証人(担保提供者を含む。)は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき若しくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面又は電磁的記録により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更又は取消しが生じた場合も同様とします。</p> <p>第15条～第17条 (略)</p>	<p>○ J Aバンクローン債務保証委託約款</p> <p style="text-align: right;">(令和2年2月26日 制 定) (令和3年5月 1日 改 正) (追 加)</p> <p>(略)</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(調査及び報告)</p> <p>第14条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 保証委託者又は保証人は、氏名、住所、印鑑その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面により直ちに協会へ届け出るものとします。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 保証委託者又は保証人(担保提供者を含む。)は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき若しくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更又は取消しが生じた場合も同様とします。</p> <p>第15条～第17条 (略)</p>

## J Aバンクカードローン債務保証委託約款の一部改正 新旧対照表

(赤字箇所が改正部分)

改 正 後	現 行
<p>○J Aバンクカードローン債務保証委託約款</p> <p style="text-align: right;">(令和2年2月26日 制 定) (令和6年5月 1日 改 正)</p> <p>(略)</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(調査及び報告)</p> <p>第11条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 保証委託者は、氏名、住所、印鑑その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面又は電磁的記録により直ちに協会へ届け出るものとします。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 保証委託者は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき若しくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面又は電磁的記録により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更又は取消しが生じた場合も同様とします。</p> <p>第12条～第14条 (略)</p>	<p>○J Aバンクカードローン債務保証委託約款</p> <p style="text-align: right;">(令和2年2月26日 制 定) (追 加)</p> <p>(略)</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(調査及び報告)</p> <p>第11条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 保証委託者は、氏名、住所、印鑑その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面により直ちに協会へ届け出るものとします。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 保証委託者は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき若しくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更又は取消しが生じた場合も同様とします。</p> <p>第12条～第14条 (略)</p>